

# Business Partner office NEWS



## 法律相談Q&A

### — 育児休業中の出産手当金 —

Q: 保育所が決まらず育児休業を延長している女性社員から、二人目の妊娠の報告がありました。出産予定日は現在の育児休業期間中になるそうなので、現在の育児休業・育児休業給付は産前休業・出産手当金に切り替えとなるのでしょうか？

A: **育児休業は、産前・産後休業が始まる場合はその休業開始日の前日に終了**します。給付額は、

【育児休業給付】

休業開始時賃金日額×67%(181日～・50%)

【出産手当金】

支給開始日以前 12 か月間の各標準報酬月額  
の平均額÷30日×2/3

と、いずれもそれぞれの日額の約2/3です。

労働基準法では産前・産後休業について、

\*産前…6週間以内に出産予定の女性が**請求した場合は就業させてはならない**

\*産後…産後8週間を経過しない女性を**就業させてはならない**(義務)

と定めています。一方、健康保険の出産手当金は、「被保険者が妊娠4か月(85日)以上の出産で

**仕事を休み給与の支払いがないこと**

が支給要件ですが、この「仕事を休み」は**産前・産後休業に限定されていません**。つまり、産前休業を請求せず引き続き育児休業で「仕事を休み」給与の支払いがなければ要件を満たし、育児休業給付・出産手当金の両方を受給できます。

なお、**産後休業は義務**なので**出産日で育児休業(給付)は終了**し、その翌日から**産後休業による出産手当金のみ**となります。

決して多くはないケースですが、職場復帰後のことなども含めてご本人と調整なさってください。

## 最近のニュースから

### 失業給付 最大3年留保の特例

厚生労働省は、失業手当の受給期間を最大3年間留保できる特例を設ける。離職後に起業して離職後1年間とされている失業手当の受給期間が過ぎ、短期で廃業しても満額受給できなくなる事例が多かったため。起業した会社の廃業後、求職活動を行うことを条件とする。労働政策審議会で同改正を盛り込んだ雇用保険法などの改正案の要綱が示され、国会に提出される。

### 2021年平均賃金 月30万7,400円

厚生労働省は25日、2021年の賃金構造基本統計調査を公表した。一般労働者の平均賃金は前年比0.1%減の月30万7,400円で、8年ぶりの減少。男女別では、男性が33万7,400円、女性が25万3,600円で、男女間の賃金格差は過去最少となった。

### 無効解雇の金銭解決制度 導入の是非議論へ

厚生労働省の有識者検討会は、無効解雇の金銭解決制度について法的論点を整理した報告書をまとめた。報告書は、労働者側が請求できる仕組みを念頭に、労働契約解消金の算定方法について、勤続年数や年齢、給与額などが考慮の対象になるなどの考え方を示した。今後は、労働政策審議会で制度導入の是非を議論する。

### 厚生年金加入義務 個人事業所の業種拡大検討へ

厚生労働省は、5人以上の従業員を雇う個人事業所において厚生年金の加入を義務付ける業種を拡大する検討に入る。現行では製造や土木など16業種で加入が義務付けられており、今年10月には「土業」の追加が決まっている。新たに飲食店や旅館などを追加するか社会保障審議会で議論し、2025年の通常国会に、対象業種の拡大を盛り込んだ厚生年金保険法等の改正案提出を目指すとしている。